

# 特定非営利活動法人 かながわ女性会議 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 かながわ女性会議 という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、神奈川県藤沢市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県の男女共同参画の推進を図ることを第一義とし、それに資するさまざまな事業を行うとともに、県・市町村の推進拠点と連携をはかり、県内外の女性団体、関係団体、グループおよび個人と積極的に共働し、社会における男女の性差に基づくさまざまな問題を広く取り上げ、その解決を目指すものとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、以下の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 前各号にかかげる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

- (1) 県および県内の自治体の男女共同参画推進等についての助言および進行に関する検討・提言、ならびに実施への参画
- (2) 県および県内自治体の男女共同参画拠点の運営に関し、提言、助言ならびに推進事業への参画・実施
- (3) 男女共同参画に関わる個人・団体とのネットワークを通じて、男女共同参画推進自主事業（人権支援、チャレンジ支援、情報発信、文化財政、交流推進等）を展開
- (4) この法人の目的を達成するために必要と認めるその他の事業

### 第3章 会員

#### (会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員；この法人の目的に賛同して入会した、原則として県内在住・在勤・在学する個人および原則として県内の女性団体・グループ、または関係団体
- (2) 賛助会員；この法人の目的に賛同し、協力・賛助するために入会した個人・団体

#### (入会)

第7条 この法人の目的に賛同して共に活動したい意思をもっているものは、だれでも入会することができる。資格は特に問わない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により理事長あて申し込むものとする。
- 3 理事長は、第2項の入会申し込みがあった場合、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、入会を認めない場合、速やかに、書面をもって、その理由を本人あて通知せねばならない。

#### (入会金および会費)

第8条 会員は総会において別に定められた入会金および会費を納入しなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当するときは、会員資格を失う。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 個人会員本人の死亡、または失踪宣告を受けた時、または団体会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### (退会)

第10条 会員は別途定める退会届を理事長あてに提出することによって、いつでも退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名する事ができる。

- (1) この定款に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、また目的に反する行為を行ったとき
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときには、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (抛出金品の不返還)

第 12 条 入会金、会費および寄付などの拠出金品に関しては、返還しない。

#### 第 4 章 役員および職員

(役員種別と定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 15 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名を副理事長とする。

(役員を選任等)

第 14 条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

5 監事は理事またはこの法人の職員を兼務してはならない。

(職務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成する。理事は、定款の定めるところにより、この法人の事業の方向性を検討し、事業計画を策定し、その業務を執行する。

4 理事会は必要であれば、臨時総会の開催を請求することができる。

5 監事は以下の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の状況を監査する。

(2) この法人の財産の状況を監査する。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または、法令もしくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会および、所轄庁へ報告する。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。

(5) 理事の業務執行の状況および、この法人の財産の状況に関して、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求する。

(役員任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。

2 役員任期途中の退任により補欠となった役員任期は、前任者の残存任期とす

る。

- 3 役員は、任期満了、または辞任後においても後任者が決定するまではその職務を行わなければならない。

#### (解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えないとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により、役員を解任する場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その役務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別途定める。

#### (職員)

第 19 条 理事長は必要であれば、職員を雇用することができる。

- 2 前項の規定により、職員を置く場合は、理事長がこれを任免する。

## 第 5 章 総会

#### (種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会、臨時総会の 2 種とする。

#### (総会の構成)

第 21 条 総会は、この法人の最高議決機関であり、正会員で構成する。

#### (総会の権能)

第 22 条 総会は、この定款に定めるものの他、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算に関する事項
- (5) 事業報告および収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任または解任、職務および報酬に関する事項
- (7) 入会金および会費に関する事項
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）、新たな義務の負担および権利の放棄に関する事項
- (9) 事務局の組織および運営に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面による招集の請求があったとき
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第 24 条 総会は第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長はその総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がないと開催することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により、総会に欠席する正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により、表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項、第 44 条、第 46 条及び第 47 条の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び、出席者数（書面等表決者または表決委任者がある場合には、その旨も付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経緯の概要と議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、総会にて選任された議長及び議事録署名人 2 人が記名押印または署名しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会はこの定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的等を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 1 項第 2 号の規定による請求があった時は、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって開催日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は第 33 条第 3 項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事

項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および氏名（書面表決者はその旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決に関する事項
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

## 第7章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別途定める。

## 第8章 会計

(会計原則)

第40条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作

成し、理事会の議決を経て、総会において承認を受けなければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および収支決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該年度終了後の総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が出た場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第 9 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 44 条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 の議決を経て、かつ 法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) この法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類と当該事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 45 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾をえなければならない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人の解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）の際に有する残余財産は、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て選定された



特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に帰属するものとする。

(合併)

第 47 条 この法人は総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することはできない。

## 第 10 章 雑則

(事務局)

第 48 条 この法人は、事務を処理するための事務局を置くことができる。

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

(実施規則)

第 50 条 この定款の実施規則に関しては、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次ぎに掲げる者とする。

理事長	上條	茉莉子
副理事長	廣岡	守穂
理事	室谷	千英
監事	田中	正子
- 3 この法人の設立当初の事業年度は 第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から、平成 23 年 3 月 31 日とする。
- 4 この法人の成立当初の役員の任期は、第 17 条の規定にかかわらず、設立の日から、平成 24 年 4 月 30 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 なし
  - (2) 正会員会費

ア 個人会員	5000 円
イ 団体会員	7000 円
  - (3) 賛助会員(個人及び団体)会費 1 口 (1 口 10000 円) 以上

附則

この定款は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附則

この定款は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する。